

令和 6 年度事業計画書

公益社団法人宇和島市シルバー人材センター

令和6年度事業計画書

基本方針

ここ数年間コロナ渦の影響により我が国の経済は、停滞・抑制を余儀なくされてきましたが、ようやくこの状況から抜け出し、国の推奨する働き方改革においては、人手不足分野や現役世代を支える分野においての担い手としてシルバー人材センターには、今後も大きな期待が寄せられています。

一方、全国シルバー人材センター事業協会は、「第二次会員100万人達成計画」として令和6年度に100万人達成計画を掲げてきました。しかしながら「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、民間事業所での雇用機会が70歳まで延長されるなど、60歳代の新規入会者の確保が厳しく、全国的にも会員数が伸び悩んでいるところです。

このような状況の中、会員の拡大はもとより、入会された会員全員に仕事が提供できるよう、より一層就業率アップに重点を置き、会員の就業希望や地域のニーズに応じた受託事業及び、労働者派遣事業を推進し、法に遵守した適正な業務運営を図ってまいります。

また、高齢者に対する就業・就労だけではなく、ボランティア等の実施により、社会参加活動を通じた生きがいづくりや居場所づくり、健康と福祉の増進、そして高齢者の活躍による地域社会の活性化を図ることを目的とした事業を展開してまいります。

実施計画

1. 高齢者に対する雇用による就業の機会の確保・提供事業

社会参加の意欲のある健康な高齢者のために地域社会に密着しながら、その希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供するため、高齢者にふさわしい地域ニーズにマッチした仕事を、家庭、企業、地方公共団体等から有償で引き受け、次の事業を行う。

(1) 福祉・家事援助サービス、除草、清掃、緑化作業、駐車場管理等主として地域

社会の日常生活に密着した仕事や市民生活に関わりのある仕事であり、生計維持を目的とした本格的な就業ではなく、臨時的かつ短期的な就業の確保・提供を行う。

(2) 就業機会の提供に当たっては、発注された仕事の情報や内容等を会員に周知し、会員の希望、能力等に応じて公平に提供を行うとともに、出来る限り多くの会員の就業機会が保たれるよう、グループ就業、ローテーション就業等を推進し「仕事の分かち合い」に配慮した就業を提供する。

2. 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に紹介する。

なお、都道府県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとする。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の範囲内において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき就業を提供する。

なお、都道府県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとする。

3. 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能講習会

就業意欲のある会員を対象とし、就業に必要な技能や知識を付与し就業に結びつける講習会等を必要に応じて開催する。

4. 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ボランティア活動を希望する会員を対象に、社会参加活動の一環として、公共施設の清掃等を実施し、地域社会の活性化や環境美化の推進を図る。

(2) 相談・情報提供の推進

地域における働く意欲のある高齢者及び会員のために就業、能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供活動を行う。

5. 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓提供事業

地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓する。

(2) 調査研究事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行います。また、地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者の満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員の意識調査や健康づくりの推進に関する調査などを行う。

(3) 安全・適正就業推進事業

会員が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、シルバー人材センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を行う。

「高齢者の交通安全について」の講演を実施する。

安全・適正就業委員会の開催、現場パトロールの実施、また健康相談を実施し、県シルバー人材センター連合会主催の「安全就業推進大会」に参加する。

(4) 普及啓発事業

事業の現状等の把握や、普及啓発活動の検討等を行う事を目的として地域班長会を開催する。

シルバー人材センターの事業への信頼と理解が得られるよう、清掃ボランティア活動・街頭でのPR活動を通じて、発注者となる一般市民や事業所等及び会員となる高齢者に対し、基本理念や事業の仕組み等を周知する。

【目標値の設定】

《受託事業》	(1) 会員数	320人
	(2) 受注件数	2,600件
	(3) 就業率	90%以上
	(4) 就業延人員	18,000人日
	(5) 契約金額	69,640千円
《派遣事業》	(1) 受注件数	12件
	(2) 就労延人員	4,000人日
	(3) 契約金額	24,000千円